

静岡県学校給食会の公益性と役割について

1 現 状

- (1) 県学校給食会は、県内統一価格で安全安心な給食食材物資の供給を目的に、主食（米、米飯、パン、めん）及び副食（おかず、デザート類）を公益事業として販売している。
しかし、食材の供給において、競争原理の働きを妨げていると指摘されている。
- (2) 副食は、全ての市町において、「品質」「価格」等を他業者と比較して購入している。
- (3) 主食は、「安定供給できる業者が他にいない」として、県学校給食会から購入している調理場がある一方で、比較検討して地元生産者や農協から購入している調理場もある。
- (4) 県学校給食会による物資供給の仕組みは、全国的に同じとなっている。
- (5) 47都道府県の県学校給食会は、食材供給事業を公益事業として公益財団の認可を受けている。
- (6) 政令市では、調達委託を請け負う学校給食会が存在する。

2 県学校給食会の公益性

「衛生検査の実施、学校給食関係者への安全に関する啓発、知識向上」「中山間部、僻地への学校給食の安定供給」「低価格、統一価格での提供」については、公益性のある部分と言える。食数、食材の質、栄養バランス、安全性の確保は、子どもの成長への影響が大きい。また、給食費が一定で、低価格であることは、保護者の経済状況を守る一面もあり、こうしたことから、競争はなじまないと考える。（弁護士見解）

3 県学校給食会の役割

上記2の弁護士見解のとおり、経済連から一括して米、小麦を確保し、低価格・統一価格で僻地や山間部に供給している点については公益性があるものとする。しかし、県学校給食会が食材の販売者として関与しているところに課題があることから、これまでの販売事業から調達事業への切り替えを検討することが適当と考える。

(案) 主食の調達に関して、市町と調達委託契約を締結したうえで、関連事業者から食材を調達する形態を検討。

